

第 7 1 号議案

亀岡市国民健康保険条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年3月5日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条の6中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第16条の6の10中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第20条中「650,000円」を「660,000円」に、「295,000円」を「305,000円」に、「545,000円」を「560,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改める。

第20条の4中「65万円」を「660,000円」に、「24万円」を「260,000円」に、「17万円」を「170,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第16条の6、第16条の6の10、第20条及び第20条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。
 - (1) 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を660,000円（現行650,000円）に、後期高齢者支援金賦課額に係る賦課限度額を260,000円（現行240,000円）に改めること。
 - (2) 国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を305,000円（現行295,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を560,000円（現行545,000円）に改めること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行すること。